

財務省告示第五百六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
 成十五年六月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十五年七月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	募入決定の	発行額
利付国庫債券（二十年）（第六十 二回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び財政 融資資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百一号）第十一条第 一項並びに国債整理基金特別会 計法（明治三十九年法律第六号） 第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札発行を競争に付して行われる入 札の申込みのうち応募価格の高 各申込みのうち応募価格の低い ものからその応募額を順次割り 当てる。	額面金額で七千九百八十八億 円、財政法第四十一条第一項の 規定に基づき発行した利付国債 ついで、財政法第四十一条第一 項の特別会計法第十一条第一項 の規定に基づき発行した利付国 債に規定の特別会計法第十一条 の額を、財政法第四十一条第一 項の額を、財政法第四十一条第一 百九十六億千三百三十万円の額 を、財政法第四十一条第一項の	

